

水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金実施要領

第1 水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金の交付については、水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領に定めるところによる。なお、実施要領中の用語は、要綱の用語の例による。

第2 要綱の別表に掲げる補助対象経費の内容は、次のとおりとする。

補助対象経費	内容
報償費	外部専門家による指導助言、または外部講師を社内研修に招聘した際の謝礼に要する経費 ※氏名、所属、資格・専門分野、具体的な活動内容等が記載された書類により確認できる場合に限る。
旅費	外部専門家の指導助言、外部講師の招聘、及び大手企業等への視察または打合せに係る旅費 ※氏名、所属、資格・専門分野、具体的な活動内容等が記載された書類により確認できる場合に限る。 ※旅費は実費精算とし、行程等が著しく不合理または不経済と認められる場合は補助対象外とする。
社内研修・資格取得関連経費	研修への参加に要する費用、研修または資格取得に必要な教材の購入費、及び資格試験の受験料 ※具体的な内容等が記載された書類により確認できる場合に限る。
試作開発費	試作開発に使用する機械装置、工具器具の購入または借用費、設計、加工、試験・分析等の外部委託費
直接人件費	試作開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費 ※人件費の算出方法及び必要事項については別途定める。
その他経費（知事が特に必要と認める経費）	補助事業のために使用されることが特定・確認できるもので、知事が事業目的達成のため特に必要と認める経費

第3 第2の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費とすることができない。

- 一 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- 二 補助対象期間内に支払が完了しなかったものに係る経費
- 三 補助対象期間終了時点で未使用となった原材料等に係る経費
- 四 補助事業の用途以外に使用したものに係る経費
- 五 パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品、事務用品等の消耗品に要する経費
- 六 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- 七 金融機関への振入手数料及び購入品等にかかる郵送料、代引手数料等
- 八 山梨県の公設試験研究機関等（山梨県産業技術センター等）に支払う試験・分析等に係る使用料及び手数料、並びに委託料
- 九 グループの構成員に支払う委託等に係る経費

第4 補助対象経費についての留意事項等は次のとおりとする。

- 一 支払いをしたことが分かる証拠書類が保管されているもののみ補助対象とする。
- 二 委託を行う場合は、委託内容、金額等が明記された契約書又は請書を作成するほか、仕様書及び状況のわかる写真又は委託先が作成した成果報告書等を整備・保管し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある。
- 三 補助事業に関する書類は、補助事業以外の書類と区分し、発注書、納品書、請求書、支払いの証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管すること。

第5 要綱第5条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 所要額調書（様式第1の別紙1）
- 二 事業計画書（様式第1の別紙2）
- 三 補助事業の収支計画（様式第1の別紙3）
- 四 委託先の内容（様式第1の別紙4）（該当する交付申請者に限る）
- 五 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書も含む。）
- 六 商業登記簿謄本履歴全部事項証明書（個人の場合にあっては不要）
- 七 納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
 - a 全ての県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明
 - b 法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- 八 会社定款（個人の場合にあっては開業届）の写し
- 九 暴力団等でないことを誓約する書類（様式第1の別紙5）
- 十 会社・事業案内など会社・事業の概要がわかるもの

第6 要綱第12条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 実績額調書（様式第7の別紙1）
- 二 補助事業報告書（様式第7の別紙2）
- 三 収支決算書（様式第7の別紙3）
- 四 補助金振込先口座（様式第7の別紙4）
- 五 収支を証する書類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払いの証拠書類 等）
- 六 その他事業を実施したことを証明するもの（成果品・補助事業実施状況の写真、原材料受払簿等）

第7 要綱第16条で規定する財産処分の定義は、次のとおりとする。

- 一 転用 取得財産等の所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 二 譲渡 取得財産等の所有者の変更
 - 三 交換 取得財産等と他人の所有する他の財産との交換
 - 四 貸付け 取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 五 担保に供する処分 取得財産等に対する抵当権その他の担保権の設定
 - 六 取壊し 取得財産等（構築物に限る）の使用を止め、取り壊すこと
 - 七 廃棄 取得財産等（設備に限る）の使用を止め、廃棄処分すること
- 2 次に掲げる場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、本要領に定める手続を経ることを要しないこととする。

（1）業務時間外や休日等を利用して補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合、又は取得財産等（構築物に限る）の一部（構築物の延べ床面積の概ね10%を上限とする。）について付帯設備の設置を行う場合その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合

(2) 補助目的たる事業を遂行するために必要な取得財産等の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

(3) 当該補助金等における取得財産等について、当該補助事業の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（試作機をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、又は当該補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために使用する場合

3 取得財産等の処分に伴い県に納付する額は、以下のとおりとする。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、取得財産等に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

(2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

(3) 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

第8 要綱第17条の規定に基づく事業の成果等の発表は、交付決定時や事業終了時等に補助事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがある。また、補助事業終了後、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載、会議等における報告等への協力を求めることがある。

附 則

この実施要領は、令和7年8月27日から施行する。